

平成 28 年度
第 3 回
総合教育会議議事録

日時 平成 29 年 3 月 29 日（水）午後 1 時 30 分～

場所 市役所東分庁舎 5 階会議室

第3回総合教育会議 議事録

- 1 日時 平成29年3月29日（水） 午後1時30分～午後3時
 - 2 場所 市役所東分庁舎 5階会議室
 - 3 出席者 いわき市長 清水 敏男
いわき市教育委員会 教育長 吉田 尚
いわき市教育委員会 教育委員 馬目 順一
いわき市教育委員会 教育委員 蛭田 優子
いわき市教育委員会 教育委員 山本 もと子
いわき市教育委員会 教育委員 根本 紀太郎
 - 4 報告事項 (1) いじめ防止に向けた体制整備について
(2) 未来につなぐ人財応援事業について
(3) いわきネウボラについて
-

1 開会

(司会)

それではお時間となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

只今より、平成28年度第3回いわき市総合教育会議を開催いたします。

はじめに、清水市長よりご挨拶を申し上げます。

2 市長あいさつ

(清水市長)

皆さんこんにちは。

第3回いわき市総合教育会議の開催にあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。

吉田教育長をはじめ、教育委員の皆様には、日ごろより、本市教育の充実・発展、さらには、子どもたちの健全育成のためにご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

本日の会議では、前回、ご議論いただきました、いじめ防止に向けた体制整備につきまして、新年度における組織体制とその役割を、改めて共有いただきますとともに、新たな取り組みといたしまして、本市の将来を担う人財を応援することを目的とした、未来につなぐ人財応援事業、さらには、子育て支援の新たな仕組みである、いわきネウボラ

につきまして、その概要をご報告させていただくこととしております。

皆様には、忌憚のないご意見、活発なご議論をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(司会)

次に、吉田教育長よりご挨拶をいただきます。

3 教育長あいさつ

(吉田教育長)

教育委員会を代表して一言ご挨拶申し上げます。

清水市長には、日頃より、本市教育行政の進展にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、これまで2回の会議を通して、教育を取り巻く課題について、率直な意見交換を行い、共通認識を深めて参りました。

本日の議題は、市長の只今のごあいさつにもございましたが、前回の議論をふまえ、最終的に整理いたしました、いじめ防止に向けた体制整備のほか、奨学金の返還を支援することにより、将来のいわきを支える人財の学びを応援する、未来につなぐ人財応援事業、さらには、子育て支援の核となる取り組みである、いわきネウボラについてでございます。今年度を締めくくるに相応しい有意義な意見交換として参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、報告事項に移らせていただきます。

会議設置要綱第4条の規定によりまして、市長が議長となりますことから、会議の進行をお願いしたいと思います。それでは、市長、お願いいたします。

(清水市長)

はい。それでは暫時、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、報告事項、いじめ防止に向けた体制整備について、事務局の説明を求めます。

4 報告事項

(事務局)

学校教育課の塚本と申します。いじめ防止に向けた体制整備について、ご説明をいたします。

資料1の1ページ、いじめ防止対策推進法に係る本市の対応につきましては、前回の会議におきましてご報告いたしました。今回は、その後の進捗状況を中心に説明を申し上げます。

改めて確認いたしますと、全国でいじめ問題が数多く発生し、いじめ防止対策に社会総がかりで推進するという趣旨で、平成25年6月、いじめ防止対策推進法が制定されました。

この推進法につきましては、いじめの定義や、いじめ防止基本方針、あるいは基本的施策や重大な事態が発生した際の学校等による調査、教育委員会を通じた地方公共団体の長への報告、そして附属機関による調査などについて規定したものです。

次に2ページ、本市のこれまでの対応としまして、「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」を設置し、いじめ防止対策等について、委員の皆様から意見を聴いたり、啓発活動を行って参りました。

また、重大な事態が発生した際には、推進本部内に「いじめ対応支援チーム」を設置し、対応することとして参りました。

一方、各学校では、推進法の制定を受けまして、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的な対応をするため、「いじめ根絶チーム」を設置して参りました。

今後の対応については、1点目、「いわき市いじめ防止基本方針」の公表です。基本方針については、これまで、国及び学校は制定が義務とされており、地方公共団体は、努力義務とされてきたところですが、いじめの社会問題化、そして今般の重大事態に対処するための組織設置等を鑑み、「いわき市いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

内容は、目的や基本理念など、いじめ防止のための対策の基本的な考え方、対策のための市・教育委員会・学校が実施する施策、重大事態への対処などを盛り込んでおり、この4月に公表する予定でございます。

次に「いわき市いじめ問題対策委員会等設置条例」の制定です。

これは、重大事態へ対処するため、まず教育委員会の附属機関として、いじめ問題対策委員会を設置します。学校において、重大事態が発生した時に、教育委員会としての調査を行う組織で、委員は、教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者のうち、教育委員会が委嘱するもので、7名を予定しております。

もう一つは、市長の附属機関として、「いじめ問題調査委員会」を設置します。これについては、重大事態が発生した際、市長は、教育委員会から調査結果の報告を受け、必要があると認める時に、再調査を行うための組織で、委員は、教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者のうち、教育委員会が委嘱するものです。

なお、この条例の施行日は、現在「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」の委員の任期が、平成29年5月31日であることから、平成29年6月1日としていきます。

別紙は、組織のイメージ図です。

図の左側、重大事態が発生した際の学校への支援、保護者への説明を行うため、市教育委員会の附属機関として「いじめ問題対策委員会」を設置します。

さらに右上、市長がその報告を受け、必要と認める時に、外部の専門家による再調査を行うための「いじめ問題調査委員会」を設置するものです。説明は以上です。

(清水市長)

只今事務局より、概要の説明がありました。これにつきまして、ご質問等ございましたらご発言願いたいと思います。

(吉田教育長)

実は、いわき市は、市長が先頭に立って全体でいじめをなくしていこうという取り組みは、全国に先駆け非常に早くから始まっています。それが「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」というこれまでであった組織で、教育委員会だけではなく市長を先頭に取り組んできたわけです。

今回、国において法令ができ、趣旨に則り再整理をしなければならないということになり、ただ、せっかくこれまで取り組んできたものをどうするかという事が課題だった。そこで、これまで続けてきた推進本部は、教育委員会としてしっかりと責任を持って推進していかなければならない。折に触れ、市長にも情報提供をしながら、また、ご指導をいただく機会があればいいかなと考えております。

(蛭田委員)

別紙のイメージ図で、「いじめ根絶チーム」の委員として、教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する方を想定されているかと思いますが、私は、人権擁護委員をしており、年1回キャンペーンとして、SOS ミニレターというものを行う時期があります。その時、“私は、いじめられています”と書いてくる子どもが何人かおります。私達は、その子ども達を勇気づけるため、返事を書くなど応援している。

このチームの中に、専門委員ではないですが、人権擁護委員、もしくは民生児童委員なども入れていただけるよう検討いただけたら嬉しい。

(事務局)

「いじめ根絶チーム」とは、この度の法改正の前から「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」のひとつの施策として、いじめの未然防止などのため、各学校に設置されておりました。そのメンバーについては、各学校の判断で、例えばPTA、地域の学校評議員などで対応して参りました。

今回の法改正を受け、学校のいじめ防止のための組織「いじめ根絶チーム」については、国からは“教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する方”と指示

されております。

教育委員会の附属機関として設置される「いじめ問題対策委員会」について、前述の“教育、法律、等々の方”につきましては例示で、「推進本部」のあり方の中から制定していくということであって、今後検討していきたいと考えています。

(蛭田委員)

推進本部において、私が申し上げた、民生委員などの加入も考えていただけたらいいなと思います。

(市長)

教育長からもありましたが、元々、いわき市は「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」が、先んじて組織されており、法に合わせる形でこのようになったということだと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、次に、報告事項の2番目、「未来につなぐ人財応援事業について」、事務局の説明を求めます。

(事務局)

創生推進課です。2回目の会議にて、粗々の考え方をお示したところで、委員の皆様からたくさんの貴重なご意見をいただきました。それを踏まえまして、具体的な制度設計を進めて参ったところですが、2月の定例会において条例案、予算案について、ご議決をいただき、来年度から事業を進めていくという段階に入っております。

では、概要について、ポイントの説明をさせていただきます。

事業の背景ですが、若者の社会動態が、いわき市の人口減少の要因になっているということで、福島、郡山と比べても、18歳の若者が外へ出て行く比率が非常に高いというのが特徴です。

一方、学生等の置かれた経済的状況ですが、家庭から受ける仕送りの額が徐々に下がっているのがグラフからわかると思います。逆に、その分、奨学金が増えている状況で、奨学金を受けている学生は、半数以上、51.3%という状況です。

国の動きとしては、文科省に給付型奨学金の検討チームが設置され、非課税世帯を対象とした支援の検討が進められております。

また、地方公共団体が奨学金返還支援を行う目的で、基金を設置した場合の交付税措置、あるいは企業版ふるさと納税の対象事業として、子ども達を後押ししようというところ、我々もこれらを受けて、事業を進めていこうというものです。

また、先行している県の動きですが、対象業種が、再生エネルギーや医療、ロボット等、先端産業という非常に限られているもので、現在、追加募集をしている状況と伺っ

ています。

こういった状況を受けて、本市の事業の目的としては、本市への若者の定着を図るというのが一つ、また、家庭の状況によって夢を諦めないということも勿論、大義としてございます。

また、事業実施にあたりましては、新たに基金を設置し、積立を行いますが、市内外の経済界の皆様にも出捐をいただいて、地域全体で、まさに教育大綱で示された取組みをしていきたいと考えております。

支援対象者の要件としては三つございます。

一つは、日本学生支援機構奨学金（1種・2種）、いわき市の奨学資金の貸与を受けている者。二つ目が、どういう年代から募集するのかという点で、4年制大学では3年生、就職活動が始まり、東京に就職しようか、いわきに戻ろうかと自身の将来設計を考える時期という段階で、子ども達にアピールしていくというもので、このほか6年制大学では5年生、高専1年生などとなっています。三つ目が重要なところで、大学等を卒業した後、いわき市に戻って5年以上就職するということが要件になっています。

また、いわき市に居住していれば、周辺の双葉地域あるいは北茨城に通勤するといった場合も、対象にしようという内容になっています。

対象業種は、県より広く設定し、エネルギー、化学・医療から建設業、医療・福祉、情報サービスや金融業ということで、ほとんどの業種をカバーしよう、いわき市独自で制度設計をしたところです。

対象人数は、年間で50名、現在のところ5年間、奨学金返還支援をしていこうということで、5年で250人となります。返還支援の額ですが、例えば、東京の4年制私立大学に通った場合、上限が月額64,000円で4年間、そのうちの半額、およそ153万円を支援するというもの。これをどうやって返還を支援するのかというのが、運用イメージの表の右側です。いわきに戻って就職をして、県の場合は5年満了しないと返還を受けられません。特に就職当初は給料が低い中で、定額の奨学金返還はとても厳しいという意見がありますので、いわき市の場合は、各年度に割って支援をしようということで、5年満了したら、残りの半分を一括して支給するという、学生の状況に沿った内容にしております。

次のページ、基金の設置・出捐についてです。

「いわき市未来につなぐ人財応援奨学金基金」を設置したところです。また、国の交付税を受けながら、平成29年度から31年度までの3か年で市と経済界で出捐し、5か年分の事業実施に充てます。3年分は国の交付税が入りますので、有利な財源をいただけるうちに積んで、5年分の事業に充てるというものです。

積立額は、29年度から31年度まで市で8千万円、経済界の皆様にも4千万円の出捐をいただいて計1億2千万円の3か年となっています。

経済界からの出捐について、商工会議所と少しずつお話をしておりますが、大企業、

市内の中小企業の皆様、それぞれの応分の負担を広くいただいでいこうというところ
です。

企業版ふるさと納税は、市外に本社がある企業、市内に大きな工場があっても本社は
東京にあるという企業については、地方創生応援税制というものがあります。例えば、
通常 100 万円いわき市に寄附をすると、その 3 割が損金算入となりますが、この税制
を使いますと、倍の 6 割までが損金算入されるということで、企業の皆様からも有利な
形でこの税制を利用できるというものです。

かねて国に申請をして参りましたが、昨日、認定をいただき、事業が実施できること
となりました。

今後のスケジュールですが、基金と奨学金返還支援事業については、29 年度から教
育委員会で所管していただきます。また、企業への出捐依頼、全体の調整といったこと
については、総合政策部、産業振興部、庁内各部門が力を合わせてこの事業を実施して
いこうというものです。

具体的な要綱等の作成をしていしながら、学生や大学への周知をし、秋頃から募集を
して参りたいと考えております。対象者の決定にあたりましては、現在、教育委員会で
行っている貸与型奨学金の審査会同様、公平かつ客観的な審査をしていくということ
を考えております。

新聞等で少しずつこの事業の内容が紹介されておまして、毎日のように電話、窓口
に問い合わせがありまして、市民の関心が非常に高いと感じております。

今まで、いわき市には本社機能や研究開発機能が少なかったことから、学生が戻りた
くてもやりたい仕事が無かった状況ですが、2 月定例会において、産業振興部の方で、
本社機能や企画研究開発機能をいわきに持ってくれば、非常に有利な措置が受けられる
という制度も合わせて提案しております。こういった、仕事をつくと同時に、経済的
な負担も軽減し、若者の還流を推進して参りたいと考えております。

(清水市長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より概要の説明がありました。皆様から
ご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

(根本委員)

29 年度から始まるということで、対象要件についてですが、例えば、学生機構奨学
金と高校時代にいわき市の奨学資金の貸与を受けていた場合、いずれも受けていると対
象にならないか。また、対象業種について、ほとんど網羅しているということですが、
これは対象外、というのがあればお聞かせください。

（事務局）

要件について、基本的には、いずれかの貸与を受けている方となります。金額が大きい方が概ね半額の支援を受けられますので、大学時代に受けていた学生支援機構からの方を対象にした方がより有利になるかと思いますが、個人の状況によって変わってくると思います。対象業種は、公務員や公務員に準じる独立行政法人等以外であればほぼ全て対応できる内容にしました。その他サービス業というところに、ほとんど入るだろうということで、経済界とも調整をして、いわきに帰りたいという想いを支えたいことから、業種は限定しないという設定にしたところです。

（根本委員）

とても広範囲だということで、応募しやすいと思いました。ありがとうございました。

（山本委員）

若者の流出を防ぐひとつの方策になると思います。他県を見ますと、対象業種が非常に狭いのに対し、いわき市はかなり広い。そこで、私達が、若者に帰ってきてもらうために、魅力ある仕事をつくるためにはどうしたらいいかということが大事な使命になってくると思います。

行政は、人口減少について早くから危機感を持って、そのための施策を出していきませんが、これから、そのような危機意識というのは、行政だけではなく住民も持たなければならぬと思うので、それをどのように伝えていったらいいのかと考えると同時に、選挙権が18歳となったこともありますし、いわきで何が起きているのか、子ども達に意識させていくことも必要なのではないかと感じました。

（事務局【総合政策部長】）

2月議会において、いわき市以和貴まちづくり基本条例を上程しましたが、これは共創のまちづくりをするために、行政・市民、お互いが主体となってまちづくりをするという理念条例です。ここ数年、教育問題も含めまして、つながりのある、年代を超え垣根を越えていこうという風潮が出て参りました。そういう意味では、皆さんにどのように周知をし、現状を知ってもらい、また、事業を通してお互いの関係をつくっていくかというのが大事だと思っています。

（馬目委員）

若者に地元に戻ってきてもらうための施策ですが、この現状は、生徒より先に、先生に強く認識してもらい、それを生徒に伝授しないと、生徒自身も、いわきに戻って果たしてどうするのか、自分で考えるというのは、なかなか難しいと思います。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。

取組みの例を挙げさせていただきますと、この会議でもご紹介させていただいた、いわきアカデミアの中で、まずは、高校生のキャリア教育です。今、教育委員会では小・中と頑張っているところですが、高校生になると進学することだけが目的になってしまうところ、小・中の積み上げの中で、もう一度、自分は何ができるか、いわきはどのようなところなんだろうと考えるというキャリア教育に取り組んでいます。

また、小・中向けに、いわきにはこういう産業がある、いわきの企業人にはカッコいい経営者がいると、背中を見てもらうためのガイドブック、あるいは現場に足を運ぶ見学会といった企画をしています。できるだけ幼少期から、自分のまちにはこういう産業があって、自分にはこういうことができるんじゃないかということをイメージできるような教育の内容を考えていきたいと思っております。

(山本委員)

大人が、いわきの良さを、子どもにどんどん伝えていかなくてはいけないと思います。

(事務局)

学習指導要領の改訂の時期を迎えており、平成 32 年度から、小学校が新しい学習指導要領に変わります。現在、社会が少子高齢、情報化など伸展してきており、劇的に変化していく中で、今の子ども達が 20 年、30 年先、主体的に生き抜いていく力というのが求められていまして、それに向けた改訂となります。

総合教育センターで行っている教員研修の中で、学習指導要領の内容を研修していくこと、並びに、教育委員会で作成しているABCプランにも反映し、周知、実践を徹底していきたいと考えております。

(蛭田委員)

これから取り組まなければいけないことが、総合政策部と産業振興部の方による企業への出捐依頼と調整とありますが、企業からの助けがなければ成り立たないものなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。少しでも多くの子ども達が、経済的な理由で望みを諦めることがないようにお願ひしたいと思ひます。

(事務局【総合政策部長】)

誰が担当ということではなく、皆がそれぞれ責任を持っていくという考えで、企業等に対しては、これから、丁寧な説明をして理解を求めていきたいと思ひます。

(吉田教育長)

学校教育課長からも話がありましたが、今回の学習指導要領の一番の目玉は、社会総がかりで子ども達を教育するものです。これまで、教育というのは学校にお任せをして、先生がその目標、ねらいをしっかりとつかんでいけばよかったものですが、今後は、そうではなく、皆が学校教育の目的について、お互いにわかって育てていきたいと思いますというのが眼目。総合政策部、産業振興部とありますが、教育委員会としてもこれに関わって、企業の方にそれを知らせていながら、応援部隊ということで出捐ということになってくるのではと、やはり皆で取り組んでいかななくてはならないと思っています。

(根本委員)

周知に関して、私達もいろいろな場所で発信、お話ししていくというのも、大切な役割かと思えます

(清水市長)

今まで、教育界と経済界というのは、必ずしもリンクしていなかったと思います。震災後、人手不足という中で、経済界としても若者の流出に関しては、危機意識を持ちだしているという中、行政からの発案で、こういったことを提案させていただいて、そして経済界にも賛同いただいて、皆で基金を作って若者の流出をなるべく抑えていまいしょうというフレームができたというところですので、これがプラスに作用するかどうかというのは、まさにこれからです。一つには、昨日、国から、いわき市のこのアイデアは素晴らしい、地方創生のひとつの先駆けだということで、企業版ふるさと納税の対象として認めていただいたところ。企業からふるさと納税を受けるには、国の認可がないと認められないので、こういった国の後押しも追い風として、この事業も有効に活用していければと思っています。いわきで生まれ育った学生の流出を抑えるというのもあるが、いわき市以外の若者でも、いわき市で働いてくれれば、こういうメリットがあると、若者がいわき市に来てくれるような施策だと、多くの方にご説明いただければと思います。お陰様で、有効求人倍率は、だいたい2倍前後で推移しておりますし、魅力的な企業も徐々に増えてきておりますので、様々なことをトータル的に行いながら、いわき市の人口減を抑えていければと思っています。

それでは、報告事項の3番目、「いわきネウボラについて」、事務局の説明を求めます。

(事務局)

ネウボラというのは、フィンランド語で“アドバイスの場所”という意味です。歴史的には非常に古いもので、ネウボラ法というものがあり、それに則った日本版で、先進的事例として、埼玉県和光市、三重県名張市があります。

現状・課題から説明いたしますと、少子化・核家族化、地域のつながりの希薄化により、妊産婦やその家族を支える力が低下し、不安や負担が増加。

本市では、妊娠期から産前・産後の支援が手薄。それから、ネウボラの予防支援を行うにあたって、現在の保健師数では事務の執行に課題があるという状況です。

国の動きとしまして、27年度、まち・ひと・しごと創生基本方針において、「子育て世代包括支援センター」を全国展開するという動きがあります。切れ目なくワンストップでネットワークというコンセプトがあり、そのような中、こどもみらい部としても、方法を検討してきたところです。

目標として、妊産婦・親に関しては、出産、子育ての不安や悩みに寄り添い、孤立を防止、安定した心身状態で出産、子育てできる環境の整備。子どもに関しては、子どもの人権を守りながら、健やかな成長を支援する。平成29年7月、いわきネウボラ創設ということで、まず、地区保健福祉センターをワンストップ拠点として、妊娠、出産から子育て期までの支援について、母子だけでなく、父親、家族も含めて、専門職によるアセスメントを基礎とし、地域の社会資源の開発・育成を年頭に、それらの社会資源と連動させ、これまで以上に継続的かつ包括的に関わっていく仕組みです。

具体的には4つです。

まず、相談体制の整備。現在、7地区保健福祉センターに子育てコンシェルジュを配置しており、保育・教育に関わる相談がメイン。専任で5地区、兼任で2地区にあります。その中に新たに保健師・看護師免許を持つ母子保健コンシェルジュが入りました。母子健康手帳の交付は、各支所で事務職でも行っていましたが、これを母子保健コンシェルジュに集約し、お母さんと面接をする、必ず接触する仕組みとしたことがポイントとなっています。

次に、支援プランの作成。母子保健コンシェルジュが、妊娠期、産前・産後期・子育て期に分けて、支援プランを作成します。

相談室の設置とあるのは、妊婦や子連れの方が安心して相談できる体制の確保です。悩みが言える場所をつくり、面接等を行います。

それ以外に、支援メニューとしまして、新規・拡充含めて10事業以上を実施するものです。

いわき市は、地域密着型で7地区センター設置しているというのは、全国的にも稀な方です。

これらの取組みの効果として、育児不安の解消、養育困難な家庭の早期発見など特に、専門的な目で水際で対処することで、期待できるものと思っております。

いわきネウボラの特徴として、妊娠前から子育て期まで、時系列で示しております。中地域単位でワンストップ拠点を設置、すべての家庭のニーズの把握、ハイリスクアプローチの強化、産前・産後のサポート体制の強化、地域子育て支援拠点（ブランチ）の設置を検討、切れ目のない子育て支援に向けた連携体制の確立とは、市全体・各地域に

協議会の設置を検討するものです。

次のページ、縦にライフステージを示し、第1期から第3期支援プランとありますが、就学前まで、全ての妊婦との面接により、不安・心配、ハイリスク、それぞれのルートで、訪問の方法は委託と直営とありますが、継続支援していくものです。就学後の部分につきましては、保幼少連携に向けた取組、いのちを育む教育推進事業とありますが、推進協議会を立ち上げて取り組んでいくものです。

ネウボラ関連事業一覧について、子育てコンシェルジュサービス事業費から全12事業、総額で4億4千万円の事業を行うこととしております。新年度においては、イベント等も予定しておりますので、あらゆる機会に周知していきたいと考えております。

(清水市長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より概要の説明がありました。皆様からご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

(山本委員)

こういった切れ目のない子育て支援は、社会全体が、子どもの誕生を歓迎していると感じられます。頼れる人が身近にいない環境にあたり、お母さんの体調も子どもも思い通りにならない時期の産後サポートは、本当にありがたいと思います。関連事業一覧の産後ケア事業費として、退院後の母子に対し、宿泊や日帰りにて、心身のケアや育児のサポート等を実施とありますが、病院と連携して有料で行うものというイメージがありますが、補助はあるのか教えていただきたい。

また、一人の担当者が、妊娠期から子育て期まで支援できれば、お母さんも安心でき、素晴らしいと思いますが、継続して関わることができるのか、さらに、その担当者が関係機関との橋渡しも担うのか。

(事務局)

訪問活動については、積極的に在宅での指導も行います。

産後サポートについては、病院ではなく、助産院で行う事業です。24時間、助産師さんに付き添っていただき、子どもの面倒をみたり、お母さんの相談対応などを行うものです。本人の負担額ですが、宿泊は1日5,000円、また、今回新たに設ける日帰りについては、ご主人が居ない昼間に助産院へ来てゆっくり休むなどのデイケアは、1日500円となっています。これに加え、産前・産後ヘルパー事業として、いわき市は、産まれて4か月までの子どもがいる全家庭に助産師・保健師が訪問しています。その中で、家の中が散らかっている家庭には、ヘルパー派遣により、片付け・家事を行うという事業があります。

(山本委員)

大変助かると思います。円滑に事業を行うには、様々な課題に対して、保健師の数は少ない。今後、退職した保健師の活用など、お考えはあるのか。

(事務局【こどもみらい部長】)

保健師数につきましては、今回、ネウボラ用に5名採用しまして、4月から各地区センターに配置する予定です。合わせて、母子保健コンシェルジュを7名雇用しましたので、合計12名の強化となっています。これは、厚生労働省において、全数面談をしていく場合、概ね出生数100人から200人に対し1人の職員を必要とするだろうという試算が出されており、いわき市の場合は、約2,500名ですので、それに応じた強化を図ったところです。

なお、先ほどのご質問で、一人の保健師が継続して関わっていくのか、という点ですが、フィンランドのネウボラで言いますと、いわき市と同じような出生規模で、保健師は出産と子育てという部分だけで70人いますが、いわき市ばかりでなく、日本全般ですが、高齢者や精神の支援などを含めても、70人に満たない状況ですので、当面、一人の保健師が関わっていくという形ではなく、まずチームをつくり、そのチームがその地域の妊産婦、子育て世代に関わっていきましようというコンセプトを持っています。

また、関係機関の橋渡しという部分に関しては、勿論、行います。

(根本委員)

私も子育てを経た者として、手厚いなと感じています。一人一人の確認や支援プラン作成など、手間のかかることと思いますが、モチベーションを高く持っていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、他市から転入した方に母子健康手帳を交付する際に、いわき市でこういった支援事業があるということを知っていただくということも大事だと思います。

(事務局【こどもみらい部長】)

市民に、こういった事業があるということを知ってもらうのが大事だと思っています。子育ての支援に関わっている民間団体の方に、ネウボラに関するPRパンフレット配付や、会員に対しSNSで発信してもらうことをお願いしています。合わせて、いわき市には、保育所・幼稚園の先生で約300人のマンパワーがあります。そういった、幼児教育に関わっている方についても、当事業について理解し、情報発信していただきたいと考えております。

次に、転入者につきましても、いわき市の親子健康手帳を交付する必要がありますので、当然、ネウボラの対象となります。いわき市から転出される方におかれては、いわき市は手厚かったと思ってもらえるように努めて参りたいと考えております。

(蛭田委員)

周知方法として、民間団体の方をお願いしているとのことですが、一般の方に説明する時に、ネウボラ、アセスメント、ハイリスクアプローチ、公民館のランチ、などの表記について、こういった言葉を使うのが自然なのでしょうか。

(馬目委員)

同意見です。カタカナの表現がかなりあり、蛭田委員のおっしゃるとおりです。

(事務局)

“ネウボラ”につきましても、フィンランド語であり、わかりづらいというお話はありまして、今後、広報手段を検討する中で、例えばですが、愛称を募集することなども考えながら、わかりやすい言葉で表記し、また、元々の用語というのは確かにありますが、そこに注釈をきちんと付けるなどしていきたいと考えております。

(清水市長)

ネウボラは、フィンランドで始まった制度なものですから、なかなか当てはまる言葉が、今現在、ないというのが現実ですが、ネウボラって何だろうという市民が圧倒的だと思います。制度が実施されるのは、今年7月からですので、それまでの間に、よりわかりやすい名称にしていければと思います。

先ほどの人財応援事業で、5年、いわき市に住んでいただければ、結婚して家庭も持つだろうと想定しておりますので、一貫した人財還流の仕組みというのが非常に大事だと思っています。そういう意味でも、子育て支援の充実・拡充ということでご理解をいただければと思います。

それでは、間もなく定刻となりますが、最後に皆様から何かございますでしょうか。

(蛭田委員)

いじめ防止に向けた体制整備についての中で、訂正がございます。

私が、SOS ミニレターで、いろいろな相談を受けているという話の中で、いじめられている、と書いていることもあったと申し上げましたが、実際には、それはいじめではなく、自分の気持ちの弱さといったことが原因であることが、ほとんどです。以上です。

(根本委員)

昨年度から始まった総合教育会議ですが、昨年は教育大綱を策定し、今年度は、未来につなぐ人財応援事業など、これは教育委員会と市長部局のタッグ、ネウボラについては、こどもみらい部と教育委員会との連携も見えてくると思いますので、この会議が、部の垣根を越えた施策の検討の場であり、そこに参加していることを誇らしく思います。

(市長)

今年度は、3回にわたり総合教育会議を開催して参りましたが、皆様のおかげをもちまして、大変有意義な協議であったと思っております。次年度以降も、こういった形で定期的に会議を開催し、皆様からのご意見を賜りたいと思っておりますので、お願いを申し上げます。今日の会議を閉じさせていただきたいと思っております。

5 その他

6 閉会

(司会)

市長、ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、平成 28 年度第 3 回いわき市総合教育会議を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。